

有形文化財（建造物）「玉陵」の国宝指定についての報告

文化財課

1 国宝「玉陵」の指定

国の文化審議会は平成30年10月19日に、本県に所在する建造物「玉陵」を国宝にするよう文部科学大臣に答申した。

○玉陵 概要

沖縄で初めて国宝建築物となる壮大な規模の王陵。

現在の重要文化財（建造物）としての指定名称：「玉陵 墓室石牆」

○解説

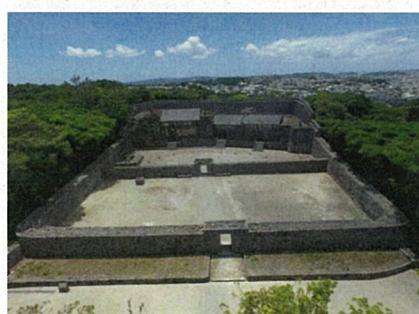
玉陵は、首里城の西側に位置する琉球第二尚王統の王陵で、三代 尚真王により1501年に建築された。ほぼ長方形の平面に廻らす石牆の奥に3棟の墓室を連立させ、前方に祭祀のための広い前庭を設ける。墓室は、自然の洞穴を利用しながら前面に石灰岩の切石を精緻に積みあげて切妻造の墓室を建築した、いわゆる破風墓の形式を持つ。中室には洗骨前の遺体を安置し、洗骨後に東室に王と王妃を、西室に王族を、それぞれ納骨したと考えられる。

玉陵は現存最古かつ最大の破風墓を中心とする規模壮大な王陵であり、琉球の葬送慣習を伝えるとともに、被葬者に応じて墓室を区分する王陵ならではの特殊性も有している。

グスクと共に通性のある空間構造を持ち、建築的特徴の顕著な墓室や高欄の精密な造形なども独特で、意匠的に優れており、東アジアにおいて独自の文化的発展を遂げた琉球地方における、建築文化と葬墓制を象徴する極めて完成度の高い陵墓として、深い文化的意義を有している。

○経緯

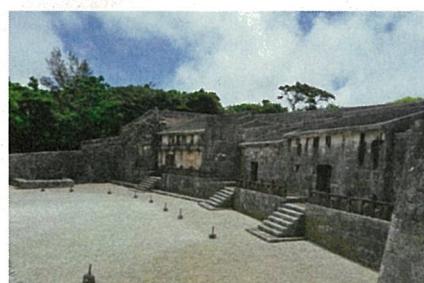
- ・平成30年7月2日 文化庁文化財部参事官（建造物担当）調査部門 主任文化財調査官による現地調査
- ・平成30年9月21日 国の文化審議会文化財分科会へ諮問
- ・平成30年10月2日 文化審議会文化財分科会第二専門調査会にて調査検討
- ・平成30年10月19日 第二専門調査会の調査検討結果に基づき、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て文化審議会から文部科学大臣に答申



玉陵全景



東から西を望む



西から東を望む